ホスト社会としてのケベックのディレンマ

――「ケベックの価値」憲章をめぐる論争から――

大石太郎*

A Dilemma of Québec as the Host Society: From the Debate on the Charter of Québec Values

Taro OISHI

要旨:本稿では、2013年秋にカナダ・ケベック州の世論を二分した「ケベックの価値」 憲章をめぐる論争に注目し、現地調査に基づいてホスト社会としてのケベックのディレン マを検討した。その結果、少子高齢化の進行により移民を受け入れざるを得ない状況にあ って、フランス語能力を重視するとムスリムの移民が多くなる可能性が高く、一方で男女 の区別に厳格な宗教的慣行が「静かな革命」を経て近代化したケベックが実現してきた 「ケベックの価値」を脅していると考える人もおり、ケベックが大きなディレンマを抱え ていることを指摘した。

Abstract:

This paper explores a dilemma of Québec as the host society with special attention to the debate on the Charter of Québec values proposed by the Parti Québécois government in September 2013. In 2012, after the Parti Québécois won the general election of the National Assembly of Québec, Pauline Marois formed the first Parti Québécois government since 2003 and became the first female premier in Québec. Her government intended to introduce some policies called "identity politics." However, the Charter of Québec values divided the Québec society because it included some articles which banned the public servants to wear religious symbols such as scarfs for Islamic women. In general, francophones supported the charter, while anglophones and allophones were against it. In Québec, which was modernized during the period called "the quiet revolution" in the 1960s and 1970s, laicité (secularism) and equality of men and women have been one of the most important values for some Québécois. Finally, the charter did not become law because of snap election in the spring 2014 in which the Marois government was defeated. The situation in Québec might be an interesting example for Japanese society which would be multiethnic in the near future.

キーワード:エスニック・コンフリクト、「ケベックの価値 | 憲章、カナダ

はじめに

口減少による諸問題を緩和する存在として外国人 がクローズアップされつつある(たとえば、石川 2005年から人口減少が始まった日本では、人 2011)。しかし、外国人を移民として受け入れ

^{*}関西学院大学国際学部准教授

ることによって生じうる問題への対処も考えておく必要がある¹⁾。

こうした課題に対して、カナダのケベック州の 動向は日本にとって参考になる点が多いように思 われる。1970年代から世界にさきがけて多文化 主義を標榜し、移民国家の代表のように考えられ ているカナダにあって、後述するようにケベック 州ではフランス語を母語とする住民が現在でも多 数をしめ、また急速に世俗化が進んだとはいえ、 かつてはカトリックの価値観が支配的であった。 つまり、言語や宗教という点で、ケベック州は比 較的均質な社会といえる。そして、いうまでもな くカナダの伝統的なエスニック・コンフリクト は、英語話者とフランス語話者の軋轢であり、そ れはケベック州、なかでもモントリオールでもっ とも深刻であった。しかし最近では、とくに独自 の宗教的実践をともなう移民集団と、ホスト社会 としてのケベックとの軋轢が目立ちつつある。 2013年秋には、当時のケベック州政府によって 提案された「ケベックの価値 | 憲章2)をめぐる論 争が移民集団を巻きこみながら世論を二分した。

ケベック州における最近のエスニック・コンフリクトについては、すでに日本でもいくつかの報告がある。たとえば、ムスリムのスカーフをめぐる論争を取り上げた飯笹(1996)は、固定的なイメージでとらえられてきたケベック社会で多元化が進んでいる現状を報告した。また、移民集団の宗教的実践をどこまで、どのように受け入れるのかという「妥当なる調整」3)をめぐる論争の背景が検討され(飯笹 2009)、「妥当なる調整」の是非を検討したケベック州政府の諮問委員会による報告書の邦訳(ブシャール・テイラー 2011)も刊行されている4)。さらに、本稿で取り上げる「ケベックの価値」憲章をめぐる論争についても、すでに飯笹(2014)がその争点と問題点を速報的

に報告している。これらの先行研究をふまえて本稿では、「ケベックの価値」憲章をめぐる議論に着目し、これまで継続的に実施してきた、ケベック州(とくにモントリオール)における現地観察や聞き取り調査、国勢調査などに基づいて、おもにホスト社会としてのケベックに焦点をあてて、そのディレンマを検討したい。

Ⅱ ケベック州および モントリオール大都市圏の宗教景観

本論に入る前に、ケベック州および同州最大の 都市圏であるモントリオール大都市圏の社会文化 的特徴を述べておきたい(図1)。2011年国勢調 査によれば、ケベック州の人口は約790万であ り、これはカナダの人口の23.6%に相当する。 このうちフランス語を母語とする人口が79.6% をしめており (単一回答のみ)、英語を母語とす る人口が多数をしめるカナダの他の州と大きく異 なっている。カナダでは少数派であるフランス語 話者が英語を習得して二言語話者となることが一 般的であり、英語とフランス語の両方を話せる人 口の割合は、カナダ全土では17.5%であるのに 対して、ケベック州では42.6%にのぼっている。 モントリオール大都市圏の人口は約382万であ り、このうちフランス語を母語とする人口は65.3 %である。ケベック州全体と比較してフランス語 を母語とする人口の割合が低いのは、1867年の コンフェデレーション(連邦結成)以前から1970 年代にトロントにその地位を譲るまでカナダ経済 の中心として機能し、現在でも北アメリカ有数の 大都市圏であるモントリオールでは英語を母語と する人口がもともと多いことに加え、移民も多く 非公用語を母語とする人口が集中しているからで ある。フランス語話者と英語話者とが接触する機 会が多いので、二言語話者の割合も53.9%にの

¹⁾日本でもすでに、おもに中華街やコリアタウンとよばれる地域における、いわゆるヘイト・スピーチが問題視されている。

^{2)「}ケベックの価値」憲章との表記は、日本語の修飾関係に誤解の余地を残さないためである。

³⁾ フランス語の accommodements raisonables の訳であるが、「合理的な和解」(飯笹 1996)や「妥当な和解」(仲村 2012)との訳もみられる。

⁴⁾ この諮問委員会は、委員長を務めた研究者の姓をとってブシャール・テイラー委員会とよばれることが多く、報告書も「ブシャール・テイラー報告」ということが多い。報告書には完全版と要約版とがあり、現在でも PDF版を入手できる。なお、ブシャール・テイラー(2011)は要約版の邦訳である。

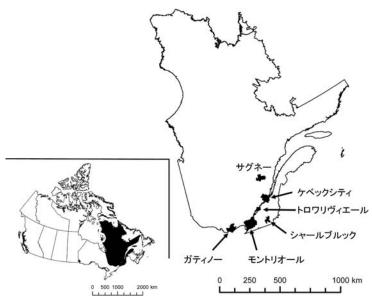


図1 ケベック州における大都市圏の位置と領域(2011年) カナダ統計局が設定した大都市圏(Census Metropolitan Area)を示した。なお、ガティノー はオンタリオ州オタワとともにオタワ・ガティノー大都市圏として設定されている。

ぼり、これはカナダの大都市圏でもっとも高い。 主として比較的入国の新しい移民であると考えられる、非公用語を母語とする人口の割合は、カナダ全土が20.2%、ケベック州が12.5%、モントリオール大都市圏が22.7%となっている。したがって、カナダ全土と比較してケベック州では移民の割合がやや低く、かつモントリオール大都市圏に集中しているといえる。

次に、ケベック州およびモントリオール大都市圏の宗教人口と宗教景観を検討しよう。ケベック州の前身のイギリス領植民地では、イギリスの支配下に入ってまもない1774年にイギリス議会で制定されたケベック法によりカトリック信仰が認められた。イギリス本国においてカトリック信仰が許されるのは19世紀に入ってからであり、非常に画期的なことであった。そうした背景もあって、ケベック州(あるいはカナダ)では伝統的にフランス語話者のほとんどがローマ・カトリックであり、1960年代の「静かな革命」とよばれる

政治的・経済的・社会的な変革期を迎えるまでは、人々の生活はカトリック教会の強い影響下におかれ、15人程度の子どもをもつ家庭が少なくなかった。

カナダの国勢調査では、コンフェデレーション 以降の最初の調査である 1871 年から宗教が調査 されており、1871 年国勢調査によるとケベック 州人口の 85.6% がローマ・カトリックであった。 興味深いことに、ケベック州人口にしめるローマ・カトリックの割合はその後ほとんど変化がみられず、国勢調査としては最新のデータである 2001 年においても 83.2% であった⁵⁾。州内のほとんどの地域において、かつては教会を中心とした暮らしが営まれており、現在でも教区の中心には壮麗な教会がそびえたっているのが一般的である(図 2)。「静かな革命」以降、急速に世俗化が進み、モントリオールではかつて教会や修道院だった建築物がほぼそのままの外観でコンドニミアムなどに転換されている場合も少なくないが(図 3)、

⁵⁾ その後、州の領域がハドソン湾沿岸にまで拡大したり、国勢調査自体の調査および集計の方法の変更もおこなわれたりしているため、単純な時系列比較には慎重であるべきかもしれない。なお、2011年は国勢調査ではなく、全国世帯調査の1項目として宗教の調査がおこなわれた。



図2 モントリオール郊外シャルルマーニュのカトリック教会 (2007 年 6 月、筆者撮影) ケベックを代表するスター歌手セリーヌ・ディオンの 出身地の教会である。



図3 かつて修道院だった建物を活用したコンドミニ アム (モントリオール、2010 年 11 月、筆者撮 影)

それらを含めカトリック教会に関連する建築物は 現在でも多数残されている。また、モントリオールにおける産業の発展は、周辺の農村に住んでいたフランス語話者だけでなく海外からの移民をもひきつけ、モントリオールでは同じカトリックでも移民集団ごとに教会が建立された。現在まで継承されている教会もあり、たとえばマイルエンド地区に立地するポーランド系カトリック教会では(図4)、案内板によると現在でもミサをポーランド語と英語でおこなっている6。

ただし、カトリックが圧倒的多数をしめてきた



図 4 モントリオールのポーランド系カトリック教会 (2014 年 8 月、筆者撮影)



図 5 ガスペ半島ニューリッチモンドのプロテスタン ト教会(2005年7月、筆者撮影)

とはいえ、プロテスタントや他の宗教が存在しなかったわけではない。ナポレオン戦争が終結した1815年以降、イギリス諸島から多くの移民がカナダに押し寄せ(第一次移民ブーム)、その当時ケベックに移住した移民たちが建立したプロテスタント教会も州内各地に点在する(図5)。また、鉱山が多く立地し、東ヨーロッパ出身の労働者が多かった北西部の中心都市ルーイン・ノランダには東方正教の教会が建てられた。さらに、モントリオールにはユダヤ人が多く居住し、ユダヤ教会も

⁶⁾ フランス語ではなく英語でミサがおこなわれていることが興味深い。これはかつての移民が英語を教授言語と する学校に子どもを通わせることによって英語に同化していった名残と思われる。



図 6 モントリオールの保守系ユダヤ教徒の学校と教会 (2014年8月、筆者撮影) 左手にみえる建物が教会、右手にみえる建物が学校。



図 7 モントリオールのハシダイ派ユダヤ教徒の教会 (2010 年 11 月、筆者撮影)

多くみられる(図6)。ハシダイ派とよばれる保守派のグループも多く、彼らはマイルエンド地区やウートルモン地区に集住しているため、これらの地区では保守派の教会が多く立地するとともに(図7)、帽子をかぶりもみあげを伸ばした男性やつつましい服装の女性をしばしば見かける。

表 1 は、2011 年に実施された全国世帯調査 (National Household Survey) に基づいて、カナダ、ケベック州、モントリオール大都市圏におけ

表 1 カナダ、ケベック州、モントリオール大都市圏 における各宗教の人口の割合(2011年)

(単位:%)

	カナダ	ケベック州	モントリ オール 大都市圏
キリスト教	67.3	82.2	74.4
ムスリム	3.2	3.1	5.9
ヒンドゥー教	1.5	0.4	0.9
シーク教	1.4	0.1	0.2
仏教	1.1	0.7	1.3
ユダヤ教	1.0	1.1	2.2
祖先崇拝(先住民)	0.2	0.0	0.0
その他	0.4	0.2	0.2
無宗教	23.9	11.9	14.7

National Household Survey 2011 により作成

る宗教人口を示したものである。全国世帯調査と は、1971年国勢調査以来、一部の世帯を対象に 実施されてきた詳細版調査票 (Long-form Census)による調査に代わるものとして導入され、 約450万世帯に送付された。しかし、詳細版調査 票による調査と異なり、回答は強制ではなく、標 本に偏りがある可能性が十分に考えられることを 念頭におく必要がある⁷⁾。表1によると、ケベッ ク州ではキリスト教が依然として8割を超えてお り、多文化化がもっとも進んでいるモントリオー ル大都市圏に限っても74.4%がキリスト教と回 答している。これに続くのがムスリムであるが、 ケベック州で3.1%、モントリオール大都市圏で も 5.9% を占めるにすぎない。大都市に移民が集 中することを反映して、カナダやケベック州全体 と比較してモントリオール大都市圏の数値が大き いのが特徴的である。一方、シーク教徒は英語圏 に移住する傾向が強いと考えられ、カナダ全体と 比較するとケベック州、モントリオール大都市圏 ともに非常に小さな数値となっている。

結局のところ、ケベック州では世俗化が進んで 実践をともなってはいないものの、依然としてキ リスト教が中心であることには変わりはない。一

⁷⁾ 国勢調査における詳細版調査票の廃止と回答が義務づけられていない全国世帯調査の導入は、当然ながらカナダ内外で問題になっており(たとえば、Nature Editorial 2010)、とくに移民や貧困層、あるいは非常に裕福な層が回答しないことが懸念されていた(Green and Milligan 2010; Beaud 2012; Prévost and Lachapelle 2012; McDaniel and MacDonald 2012; Walton-Roberts et al. 2014)。カナダ全土における回収率は、依然として回答が義務づけられている簡易版調査票が97.1%、全国世帯調査が68.1%であった(Statistics Canada ホームページ、http://www.statcan.gc.ca、最終閲覧日:2015年1月29日)。なお、この問題については別稿で論じるつもりである。

方で、「ケベックの価値」憲章をめぐる論争でクローズアップされることになるムスリムやユダヤ教徒の割合はモントリオール大都市圏にあっても限定的であり、シーク教徒にいたっては英語圏と比較するとごくわずかしか居住していないことが明らかである。

Ⅲ ケベック党の政権奪回と 「ケベックの価値」憲章 (第60号法案)の提案

ケベック州政治では、1970 年代よりケベック自由党(Parti Libéral du Québec)とケベック党(Parti Québécois)が二大政党といえる時代が最近まで続いてきた。ケベック党は、「静かな革命」を主導したジャン・ルサージュによるケベック自由党政権で閣僚を務めていたルネ・レヴェックが中心となって1968 年に結党した、ケベック州のカナダ連邦からの独立を目指す政党である。表2は、ケベック党が政権を獲得した1976 年以降に実施されたケベック州議会議員総選挙における政党別獲得議席数を示したものである。これによると、ケベック党は1976 年の総選挙で71 議席を獲得して州政権を担当した。1977 年にはフランス

語憲章 (101 号法) を制定し、移民の子弟を教授言語がフランス語である学校に通学させたり、看板や街頭広告における英語の使用を制限したりすることによって、ケベック州がフランス語を中心とする社会であることを明確にした。1980年に実施した、カナダからの独立への賛否を問う州民投票は敗北し、カリスマ的指導者であったレヴェックが首相を退任してまもなく実施された1985年の総選挙においてケベック党は下野してケベック自由党が1994年まで政権を担当した。

1994年の総選挙において独立強硬派の党首パリゾーを擁したケベック党が勝利を収めて政権に復帰すると、1995年にカナダからの独立への賛否を問う州民投票を実施し、賛成が49.4%、反対が50.6%という僅差で敗北したものの、2003年まで政権を担当した8)。しかし、2003年の州議会総選挙で敗北し、その後、2012年までケベック自由党が政権を担ってきた。二大政党以外では、1990年代から党首マリオ・デュモンのカリスマ的人気を背景に一定の存在感を示してきたケベック民主行動党(Action Démocratique du Québec)が2008年の州議会議員総選挙で大敗を喫したのを契機に党勢を著しく衰退させた一方で9、21世

実施日	解散時点の首相(政党)	定数	PQ	PLQ	ADQ	QS	CAQ	その他
1976年11月15日	ブラサ (PLQ)	110	71	26	_	_	_	13
1981年4月13日	レヴェック (PQ)	122	80	42	_	_	_	0
1985 年12月 2 日	PM. ジョンソン (PQ)	122	23	99	_	_	_	0
1989年9月25日	ブラサ (PLQ)	125	29	92	_	_	_	4
1994年9月12日	D. ジョンソン (PLQ)	125	77	47	1	_	_	0
1998年11月30日	ブシャール (PQ)	125	76	48	1	_	_	0
2003年4月14日	ランドリー (PQ)	125	45	76	4	_	_	0
2007年3月26日	シャレー (PLQ)	125	36	48	41	0	_	0
2008年12月8日	シャレー (PLQ)	125	51	66	7	1	_	0
2012年9月4日	シャレー (PLQ)	125	54	50	_	2	19	0
2014年4月7日	マロワ (PQ)	125	30	70	_	3	22	0

表 2 1976 年以降に実施されたケベック州議会総選挙における政党別獲得議席数

政党の略称 PQ(Parti Québécois): ケベック党、PLQ(Parti Libéral du Québec): ケベック自由党、ADQ (Action Démocratique du Québec): ケベック人民行動党、QS(Québec Solidaire): 連帯する ケベック、CAQ(Coalition Avenir Québec): ケベック未来連合

Directeur général des éléctions du Québec ホームページ(www.electionsquebec.qc.ca、最終閲覧日: 2015 年 2 月 6 日)により作成

⁸⁾ ここでは便宜的に「カナダからの独立への賛否」と記述しているが、正確には、いずれの州民投票でも、政治的な主権とカナダとの経済的な連合ないしパートナーシップを求める構想への賛否を問うものであった(日本カナダ学会 2008)。

⁹⁾ 当選した議員の一部はケベック未来連合の結党に加わり、2012年になってケベック未来連合に吸収合併された。

紀に入っていくつかの新政党が誕生した。具体的には、中道左派といえるケベック党よりもさらに左寄りでやはりケベック州のカナダからの独立を志向する、連帯するケベック(Québec Solidaire)が2006年に結成され、2008年の総選挙で初めて議席を獲得した。ケベック党政権で閣僚を務めたフランソワ・ルゴーが、それまでの独立志向を撤回して親ビジネス路線を志向するケベック未来連合(Coalition Avenir Québec)を2011年に結党し、一定の影響力をもつ勢力になりつつある。

連邦政治では、いくつかの州におけるミーチレ

イク協定の批准失敗など、1980年代後半の連邦政治への失望により、当時の進歩保守党政権で閣僚も務めたルシアン・ブシャールが独立志向の連邦政党としてケベック連合(Bloc Québécois)を結成し、連邦下院におけるケベック州選出議員の構成を大きく変化させることになった。表3は、1993年以降に実施された連邦下院議員総選挙における各政党のケベック州での獲得議席数を示したものである。これによると、ケベック連合が結成されてから最初の選挙である1993年の第35回連邦下院議員総選挙において、ケベック連合は54

表 3 1993年以降に実施されたカナダ連邦下院議員総選挙における各政党のケベック州での獲得議席数(定数 75)

回	実施日	解散時点の首相(政党)	ケベック連合	自由党	保守党1)	新民主党	無所属
35	1993 年10月25日	キャンベル (進)	54	19	1	0	1
36	1997年6月2日	クレティエン(自)	44	26	5	0	0
37	2000年11月27日	クレティエン(自)	38	36	1	0	0
38	2004年6月28日	マーティン(自)	54	21	0	0	0
39	2006年1月23日	マーティン(自)	51	13	10	0	1
40	2008年10月14日	ハーパー (保)	49	14	10	1	1
41	2011年5月2日	ハーパー (保)	4	7	5	59	0

解散時点の首相の政党 (進):進歩保守党、(自):自由党、(保):保守党

1) 保守党は、進歩保守党とカナダ改革保守同盟(Canadian Reform Conservative Alliance)が合併して 2003 年に誕生した。第 35 回から第 37 回までは進歩保守党の獲得議席数を示した。

Elections Canada ホームページ(www.elections.ca、最終閲覧日:2015年2月6日)により作成

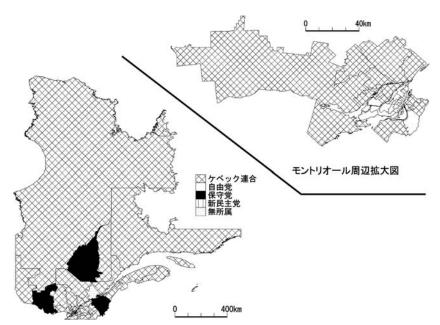


図 8 第 40 回連邦下院議員総選挙(2008 年)におけるケベック州各選挙区の議席獲得政党 図 1 と図法が異なる。

Elections Canada(http://www.elections.ca、最終閲覧日:2015年2月6日)により作成

議席を獲得し、ケベック州内でのみ候補を擁立し たにもかかわらず、解散当時政権を担当していた 進歩保守党の壊滅的敗北もあって、野党第一党と なった。ブシャールは州首相パリゾーとともに 1995年の州民投票で賛成派の指揮をとり、パリ ゾーが州首相を退いた際には州政界に転じて 2001年まで州首相を務めた。ケベック連合では 労働組合の指導者だったジル・デュセップが党首 となり、2000年代を通じてケベック州内で圧倒 的な支持を集めてきた。図8は、2008年におこ なわれた第40回連邦下院議員総選挙において議 席を獲得した政党を選挙区ごとに示したものであ る。これによると、保守党はケベックシティ周辺 で、自由党は独立派政党を支持しない英語話者が 比較的多く居住するモントリオール島西部で議席 を獲得しているものの、フランス語話者が圧倒的 多数をしめるその他の地域ではケベック連合がほ とんどの議席を獲得している。しかし、2011年 の第41回総選挙では、社会民主主義的政策がケ ベック連合と競合し、それまでケベック州では議 席を獲得することができなかった新民主党が当時 の党首ジャック・レイトンの個人的人気もあって 多くの当選者を輩出し、ケベック連合は壊滅的惨 敗を喫した。このように、州レベルにおいても連 邦レベルにおいても、ケベック州の政治状況は最 近になって大きく変化しつつある。

そのような状況において、ジャン・シャレー首相¹⁰⁾の下、2003年から州政権を担当してきたケベック自由党は2012年の州議会議員総選挙で敗北し、かつてケベック党政権で大臣を歴任してきた女性党首ポーリヌ・マロワ率いるケベック党が

少数与党ながら9年ぶりに政権を奪回し、彼女は 州政府初の女性首相となった。マロワ首相は支持 基盤といえるフランス語話者の白人のアイデンティティに訴える政策を掲げ、その目玉として提案 されたのが「ケベックの価値」憲章であった。

しかしながら、2013 年9月に「ケベックの価値」憲章の骨格が公表されると、多くの反響を呼び起こした。とくに議論の中心となったのは、州の公務員等が宗教的シンボルを身にまとうことを禁止する点であり、ムスリム女性のスカーフ等、ユダヤ教徒のキッパ、シーク教徒のターバンなどがターゲットであるという批判を浴びることになったのである。そして、モントリオールで発行されている新聞各紙¹¹⁾では世論調査の結果が相次いで発表された。そのうちのひとつを紹介しよう。

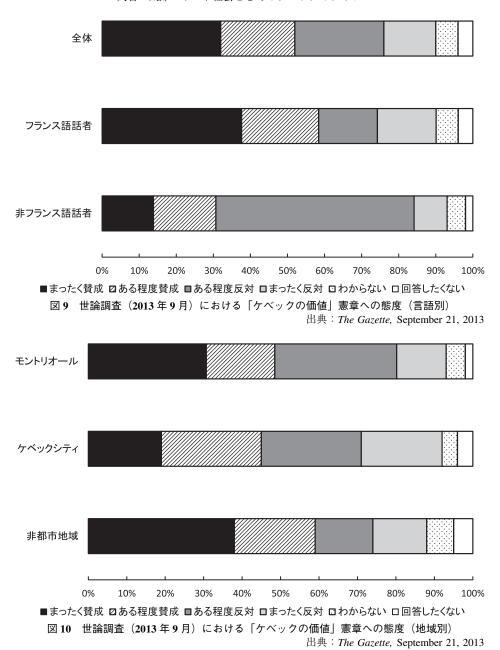
この世論調査は、英語日刊紙 The Gazette とフ ランス語目刊紙 Le Devoir のために、ケベック州 の老舗マーケティング企業であるレジェ・マーケ ティング社 (Leger Marketing) が 2013 年 9 月に 実施したもので、The Gazette には9月21日に結 果が掲載された。図9は、「ケベックの価値 | 憲 章に対する考えを、回答者の言語別に示したもの である12)。これによると、まず回答者全体では 「まったく賛成」と「ある程度賛成」を合わせて 52%であり、「ある程度反対」と「まったく反 対」を合わせると38%、「わからない」「回答し たくない」が合計で10%であった。フランス語 話者の場合では、「まったく賛成」と「ある程度 賛成」が合わせて59%、「ある程度反対」と「ま ったく反対 | が合計で32%、「わからない | 「回 答したくない」の合計が10%という結果であっ

¹⁰⁾ かつて連邦政党の進歩保守党党首を務め、1995年の州民投票では当時のカナダ首相ジャン・クレティエンらとともに反対陣営の先頭に立っていた。なお、ケベック自由党は連邦政党の自由党の州支部ではなく、まったくの別組織である。

¹¹⁾ モントリオールで発行される主要紙には以下のものが存在する。フランス語を使用言語とするものでは、ケベック州のメディア大手が発行する La Presse、独立系の新聞社で知識人による議論が中心の Le Devoir、ブルーカラー層を主要読者とする Journal de Montréal がある。英語では、1788 年創刊で現在はカナダのメディア大手の傘下にある The Gazette が英語話者に根強い人気がある。もちろん、地下鉄駅などで配布されている無料紙の Métro や 24 heures (いずれもフランス語) もよく読まれているし、トロントで編集される全国紙 The Globe and Mail や National Post (いずれも英語) も購読可能である。なお、The Gazette のほかにも、ケベック州内の英語日刊紙にはかつて英語話者が多く居住したカントン・デスト(エストリー、英語ではイースタン・タウンシップス)の中心都市シャールブルックで発行される The Record がある。また、オタワ・ガティノー大都市圏(カナダ首都圏)を構成するウタウエ地方の英語話者には、Ottawa Citizen を購読する人も多い。

¹²⁾ フランス語話者と非フランス語話者という区分は、回答者の第一言語に基づくものであって、フランス語と英語の両方を話すことのできる回答者がいずれの区分にも相当程度含まれるはずである。

大石 太郎:ホスト社会としてのケベックのディレンマ



た。一方、非フランス語話者の場合では、「まったく賛成」と「ある程度賛成」が合わせて 31%、「ある程度反対」と「まったく反対」が合計で 63%、「わからない」「回答したくない」が合計で 7%であった。つまり、一般的な傾向としては、「ケベックの価値」憲章はフランス語話者に支持され、非フランス語話者に支持されていないといえる。

次に、図10は「ケベックの価値」憲章に対する考えを、回答者の居住地域別に示したものである。これによると、モントリオールでは「まったく賛成」と「ある程度賛成」が合わせて49%、「ある程度反対」と「まったく反対」が合計で45%、「わからない」「回答したくない」の合計が7%であった。ケベックシティでは、「まったく賛成」と「ある程度賛成」が合わせて45%、「ある

程度反対」と「まったく反対」が合計で 47%、「わからない」「回答したくない」の合計が 8% であった。一方、非都市地域¹³⁾では、「まったく賛成」と「ある程度賛成」が合わせて 59%、「ある程度反対」と「まったく反対」が合計で 29%、「わからない」「回答したくない」の合計が 12%であった。したがって、一般的な傾向としては、大都市地域では賛成と反対が拮抗するのに対して、非都市地域では賛成が反対を大きく上回っているといえる。

このように、骨格が公表されて以来、大きな議論を呼んだ「ケベックの価値」憲章は、2013年11月に「ライシテと州の宗教的中立性ならびに男女平等の諸価値を確認し、かつ和解の要請を規制するための憲章」と呼称を変更のうえ¹⁴⁾、第60号法案として州議会に上程された。しかし、議論が続くなかで2014年3月に州議会が解散され、総選挙においてケベック党が惨敗を喫し下野したことで、いったん葬り去られることになった。

IV ホスト社会としての ケベックのディレンマ

多文化主義が標榜される現代のカナダでは、宗教的シンボルを身につけながら公の場で働く人の姿を見かけることは少なくない。したがって、ケベック州におけるこのような動きは一見するといかにも狭量のようにみえる。そこで、モントリオールにおける聞き取り調査^[5]や研究者との意見交

換をふまえつつ、「ケベックの価値」憲章をめぐる る論争の背景を考えてみたい。

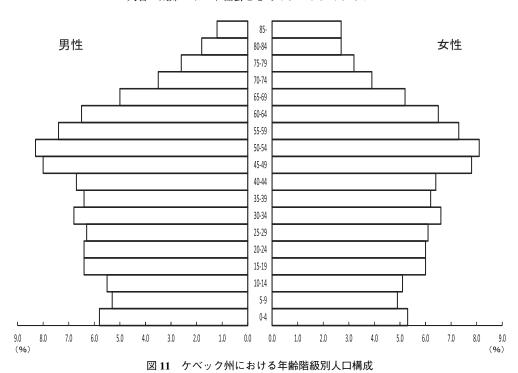
まず、ケベコワ¹⁶⁾にいまなお残るマイノリティ 的意識を指摘しておきたい。たしかに、中心都市 モントリオールは早くから産業化が進行し、労働 力として海外からの移民を多く受け入れてきた。 しかし、そこで支配的地位にあったのは一般にフ ランス語話者ではなく、英語話者のビジネスエリ ートたちであった。フランス語話者の多くは周辺 の農村から流入した工場労働者であり、海外から の移民と変わらない状況におかれていた。数のう えでは多数をしめるとはいえ、1950年代までの ケベックではフランス語話者は「二級市民」であ った。1960年代以降の「静かな革命」による社 会の変化に加え、ケベック党政権下で1977年に 制定されたフランス語憲章によってケベック州は フランス語を中心とする社会であることは揺るが ない状況になったように思われるが、必ずしもそ うとは受け止められていないということであろ う。そのうえ、「静かな革命」によって世俗化が 進行し、それにともなって「ゆりかごからの復 讐 とよばれた高い出生率は影をひそめ、ケベッ クでは少子高齢化が進んでいる(図11)。そこで 移民による労働力の確保が必要なことはおそらく 社会的に理解されているものの、移民はケベコワ になれるのかといえば、フランス語を中心に生活 している場合であっても、そこには相変わらず一 定の線引きがあるように感じられる。

¹³⁾ 非都市地域とは便宜的な表現であり、都市的な地域を含まないという意味ではない。

¹⁴⁾ 飯笹(2014)も指摘するように、法案としての上程後も「ケベックの価値」憲章と呼ばれることが多かった。なお、法案の名称の邦訳にあたっては飯笹(2014)の訳を参考にしつつ筆者なりに検討した。名称のなかにある「州」とは、一般には「国家」と訳される État の訳語である。カナダの州は、公式には province という語が使われるが、ケベック州では州のことをしばしば État と表現し、また、national という形容詞もよく使われる。いずれも邦訳が容易でないが、たとえばアメリカ合衆国をフランス語では Les États-Unis と表現することから、州と訳しても問題ないと判断した。

¹⁵⁾ 主たるインフォーマントはモントリオール市北東部ヴィルレ地区に居住する 60 代女性であり、現在は移民にフランス語を教える仕事をしている。筆者は 2004 年以降彼女とケベックやカナダのさまざまなことについて議論してきたが、政治的には中道左派を志向するようであり、「ケベックの価値」憲章には賛成の立場をとっていた。彼女はケベック州中央部のサンジャン湖地方で生まれ、オタワ大学で学び、しばらくオタワ周辺に居住していたという。また、若いころには太平洋岸のヴァンクーヴァーで暮らした経験もある。つまり、英語圏で一定の経験があり、現在も移民と接する仕事に従事しているが、そのことは「ケベックの価値」憲章への賛否にかかわっていないようである。

¹⁶⁾ 文字どおりにはケベック州に住む人々のことを指すはずであるが、多くの場合、ケベック州に代々居住してきた白人のフランス語話者を念頭に使われていると思われる。ただし、ケベコワ・アイデンティティは包摂的であるとする指摘もある(たとえば、丹羽 2014)。たしかにそれは理想とされているかもしれないにせよ、現実にそうであるかといえば、筆者は懐疑的である。



Census of Canada 2011 により作成

一方で、とくに男女の区別に厳格な宗教的慣行 によって、「静かな革命」を経て近代化したケベ ックが実現してきた脱宗教化や男女平等といっ た、まさに「ケベックの価値」が脅かされている という危機感があっても不思議ではない。たとえ ば、名詞が男性名詞と女性名詞とに分かれるフラ ンス語において、本来は男性形しか存在しなかっ た職業を表す名詞の女性形17)を定着させたのはケ ベックである。議会に上程された第60号法案で は「ケベックの価値」ではなく、州の宗教的中立 性や男女平等にわざわざ言及した長い名称にした のも、そうした危機感に訴える意図があったのか もしれない。また、今回の論争において議論が集 中したのは公務員等が就業中に宗教的シンボルを 身につけることの是非であったが、ムスリム女性 のスカーフ等を女性抑圧の象徴ととらえる人がい る一方で、それは男女平等に名を借りた移民排斥 にすぎないという見方もある。もちろんこの問題 に明確な解答はなく、社会としてどう受け止める

のかというコンセンサス形成は非常に難しいのが 現実であろう。

ケベック州にとって大きな問題は、フランス語を中心とする社会をどう維持していくのか、ということである。ケベック州ではフランス語能力の高い移民が望まれているが、それは結果的にムスリムの多い北アフリカ出身者が中心となることを意味する。ケベック州では移民にフランス語を習得させるさまざまな教育プログラムを用意しているが、世俗的であることを重視することによってフランス語能力の低い移民を多く受け入れると、彼らのフランス語能力を高めることの負担は大きくなる。これも社会としてどう考えるのかが問われている。

実はこうした問題の大半は、ブシャール・テイラー委員会で詳細に検討され、当時のケベック自由党政権に勧告が出されていたことである。それが改めて蒸し返される状況になったわけであるが、それはとりもなおさず、ホスト社会としての

¹⁷⁾ もっとも単純な例では、語尾に e を付すことによって女性形をつくるが(教員を意味する professeur の女性形 professeure など)、市町村の長を意味する maire の女性形は mairesse となる。

ケベックが多くのディレンマを抱えていることを 意味しよう。

V 結びに代えて

本稿では「ケベックの価値」憲章をめぐる議論に着目し、現地調査に基づいておもにホスト社会としてのケベックに焦点をあてて、そのディレンマを検討した。その結果、少子高齢化の進行により移民を受け入れざるを得ない状況にあって、フランス語能力を重視するとムスリムの移民が多くなる可能性が高く、一方で男女の区別に厳格な宗教的慣行が「静かな革命」を経て近代化したケベックが実現してきた「ケベックの価値」を脅かしていると考える人もおり、ケベックが大きなディレンマを抱えていることを指摘した。

ところで、インフォーマントは「ここはトロン トではない」としばしば述べる。その意味すると ころを筆者なりに敷衍するなら、モントリオール (あるいはケベック州) はアングロサクソン的な 場所ではないということだろう。アングロサクソ ン的な場所は、エスニシティや宗教という点で多 様であるところに特徴がある。もともと多様なも のを内包しているといえるアングロサクソン文化 が基盤になっている社会では、多文化主義が受け 入れられやすい素地があるとも考えられる。日本 では、たとえばカナダのようなアングロサクソン 型多文化主義がしばしば紹介されてきたし、最近 では海外への関心自体が英語圏に集中する傾向さ え感じられるが、別の道を模索する非英語圏にも もっと目を向ける必要があろう。日本が単一民族 社会であることは幻想であるにしても、世界的に みれば比較的均質な社会である。カナダのなかで は比較的均質な社会といえるケベック州の動向 は、多民族化が進行する可能性のある日本にとっ て、大いに参考になろう。

付記 本稿の骨子は、日本地理学会 2014 年度秋季学術大会(於 富山大学)で開催されたシンポジウム「エスニック集団とホスト社会-日本社会の多国籍化に向けて」で発表した。なお、本稿の作成にあたり、平成

23~26 年度科学研究費補助金基盤研究 (A) 「日本社会 の多民族化に向けたエスニック・コンフリクトに関する応用地理学的研究」(研究代表者:山下清海・筑波大学教授、課題番号 23242052) の一部を使用した。

対文

- 飯笹佐代子 1996. ケベックのスカーフ論争 「女性の 地位評議会」の報告書を中心に - . カナダ研究年 報 16:74-80.
- 飯笹佐代子 2009. 多文化社会ケベック、共存への模素-「妥当なる調整」をめぐる論争-. ケベック研究 1:62-74.
- 飯笹佐代子 2014. 「ケベック価値憲章」をめぐる論 争. ケベック研究 6: 30-50.
- 石川義孝編 2011. 『地図でみる外国人』ナカニシヤ出版.
- 仲村愛 2012. ケベック州「和解」の原理 ブシャール = テイラー報告を読む . ケベック研究 4:90 -106.
- 日本カナダ学会編 2008. 『新版 史料が語るカナダー 1535-2007-』 有斐閣.
- 丹羽卓 2014. なぜケベックとケベック外のカナダ はわかり合えないのか? 言語観とアイデンティティを巡る対立-. カナダ研究年報 34:19-36.
- ブシャール・テイラー編, 竹中豊・飯笹佐代子・矢頭 典枝訳 2011.『多文化社会ケベックの挑戦-文化 的差異に関する調和の実践 ブシャール=テイラ ー報告-』明石書店.
- Beaud, J.-P. 2012. Recensement et politique. *Cahiers* québécois de démographie 41 : 203–226.
- Green, D. A., and Milligan, K. 2010. The importance of the long form census to Canada. *Canadian Public Policy* 36: 383–388.
- McDaniel, S. A., and MacDonald, H. 2012. To know ourselves not. *Canadian Journal of Sociology* 37: 253–271.
- Nature Editorial 2010. Save the census. Nature 466 (7306): 532.
- Prévost, J.-G., and Lachapelle, R. 2012. Fin du recensement ou fin du recensement traditionnel? *Cahiers québécois de démographie* 41 : 185–202.
- Walton-Roberts, M., Beaujot, R., Hiebert, D., McDaniel, S., Rose, D., and Wright, R. 2014. Why do we still need a census? Views from the age of "truthiness" and the "death of evidence." *The Canadian Geographer* 58: 34–47.